

道路工事施行承認申請書作成要領

1 申請書記載要領

- 1) 年月日については、提出年月日とすること。
- 2) 申請先については、各建設事務所長（島しょの場合は各支庁長）とすること。
- 3) 申請者が法人である場合には、住所の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。なお、申請者については次によること。
 - (1) 建築工事等のための一時的なものであるときは、工事請負者が申請すること。
 - (2) 建築工事完了後、継続して車庫等のために歩道切り下げを使用するとき、又は新規に歩道切り下げ工事を行うときは、車庫等の所有者が申請すること。
- 4) 「施工目的」については、「車庫等に車を乗り入れるため」、「〇〇ビル建築工事に伴う工事用車両の一時乗り入れのため」等具体的に記載すること。
- 5) 「場所」の欄は、住居表示で記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 6) 「工事概要」については、道路及び附属物の形態の変更内容を記載し、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記載すること。
 - (2) その他については、「ガードレールの一時撤去」、「街路樹の移植」等の工事の内容を記載し、詳細については添付図書の工事内容内訳書に記載すること。
- 7) 「工事の期間」については、工事を施行する期間を記載すること。（工事用車両の一時乗り入れのための使用期間は含まない。）

なお、工事期間は原則として着手後2週間以内とすること。
- 8) 「復旧工事期間」については、復旧工事があるときのみ記載すること。
- 9) 「施工方法」の欄は、「直営・請負」については、該当するものを○で囲み、請負の場合のみ「施工業者」の欄に業者名等を記載すること。

2 図面等の作成要領

大きさはA4サイズ（大きな図面はA4サイズに折ること）にすること。

- 1) 案内図（市販の地図を利用することも可能）

目安となる駅、建物等を入れ、工事場所を赤枠で囲むこと。
- 2) 工事によって道路の形態が変わるときは、「施行前」「施行後」を作成し、新設物件は「赤色」、撤去物件は「黄色」でそれぞれ着色すること。
- 3) その他
工事内容内訳書、誓約書、構造図、仕様書、現況写真については、各図書の指示に従い記載すること。

3 提出部数

3部

申請書（4部複写）に各図書を添付すること。